

## 随意契約理由書

- 1 契約の名称 令和7年度AIチャットボットサービス「OfficeBot」賃貸借契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 ネオス株式会社 代表取締役 社長執行役員 池田 昌史  
東京都千代田区神田須田町1-23-1  
住友不動産神田ビル2号館10階
- 4 見積金額 1,650,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和7年4月1日(火) ~ 令和8年3月31日(火)  
(履行期間)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由 本契約は、北海道後期高齢者医療広域連合が市区町村向け専用のホームページ上で公開している膨大なマニュアル等の検索を主として、AIチャットボットサービス「OfficeBot」を活用するものである。

業務の要件として、

- ・事前学習不要で、頻回な制度改正に迅速に対応できること
- ・投稿するファイルの加除が簡易的かつ迅速に行えること
- ・会話ログが出力できること
- ・出典表示を有し、かつ該当箇所がマーキングされ、ユーザーが誤った事務をしないための仕組みがあること
- ・構成市町村が業務で使用する暗号化された広域連合の公式ホームページ上に設置できること
- ・Azure OpenAI Serviceなどを用いた高いセキュリティを保持していること
- ・迅速な回答が必須であり、AI言語モデルのGPT-4o以上が搭載されていること

を必要としており、これら全ての要件を満たす商品は「OfficeBot」のみであり、それを提供している業者はネオス株式会社である。

以上の理由により、当該業者と随意契約を行うこととする。